

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第74期第1四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	エルナー株式会社
【英訳名】	ELNA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 伊藤 正 雄
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
【電話番号】	045—470—7253
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部長 安藤 正 直
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
【電話番号】	045—470—7253
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部長 安藤 正 直
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
① 株式の総数	7
② 発行済株式	7
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13
① 発行済株式	13
② 自己株式等	13
2 株価の推移	13
当該中間会計期間における月別最高・最低株価	13
3 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
第1 四半期連結累計期間	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	19
四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更	19
簡便な会計処理	20
四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理	20
追加情報	20
注記事項	21
事業の種類別セグメント情報	24
所在地別セグメント情報	25
海外売上高	25
2 その他	26
第二部 提出会社の保証会社等の情報	27
監査報告書	28

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第74期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第73期
会計期間		自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高	(百万円)	5,185	38,712
経常損失(△)	(百万円)	△562	△90
四半期(当期)純損失(△)	(百万円)	△590	△1,907
純資産額	(百万円)	4,055	4,811
総資産額	(百万円)	25,677	27,633
1株当たり純資産額	(円)	44.44	61.62
1株当たり四半期 (当期)純損失(△)	(円)	△14.19	△45.86
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	12.8	14.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△680	1,527
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△532	△2,451
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,421	926
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	1,123	885
従業員数	(名)	2,890	3,054

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関連会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

平成20年12月期まで持分法適用会社であった立揚電子(BVI)有限公司につきましては、重要性がなくなったため、持分法適用から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	2,890
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	637
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
コンデンサ	932
プリント回路	3,752
合計	4,684

(注) 1 上記の金額は販売価格により算出しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
コンデンサ	1,130	500
プリント回路	4,369	1,165
合計	5,500	1,665

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
コンデンサ	1,130
プリント回路	4,055
合計	5,185

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)
ソニーイーエムシーエス(株)	557	10.7

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、世界的な金融不安を背景に株価下落や為替相場の変動に加え、設備投資の抑制や個人消費の低迷が続くなど、厳しい状況で推移いたしました。

当社グループの主要市場である電子機器分野におきましても、自動車関連やデジタル関連機器において生産調整が起こり、部品需要が減少していることに加え、価格競争の激化など、厳しい状況が続きました。

このような状況の中で当社グループの当第1四半期の業績は連結売上高51億8千5百万円、連結営業損失5億1千9百万円、連結経常損失5億6千2百万円となり、特別損失にコンデンサ事業の構造改革に伴う特別退職金のほか、たな卸資産評価損を計上したことから連結四半期純損失5億9千万円となりました。

このような厳しい経営環境に対応した生産・販売体制を構築するため、コンデンサ事業につきましては昨年12月に構造改革を公表し、施策の実行に取り組んでおります。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、付加価値品への集中、工場の生産性向上、生産品目の最適な生産配分等によるコスト削減に努めたものの需要の減少が大きく、連結売上高11億3千万円、連結営業損失4億5千7百万円となりました。

プリント回路事業におきましても、ビルドアップ基板等の高付加価値品の拡販、生産性の改善やコスト削減等に努めたものの需要の減少により、連結売上高40億5千5百万円、連結営業損失6千1百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本におきましては、連結売上高44億5千7百万円、連結営業損失3億5千6百万円、アジアにおきましては、連結売上高16億9千6百万円、連結営業損失2億9百万円、北米におきましては、連結売上高1億4千3百万円、連結営業損失1千3百万円、欧州におきましては、連結売上高8千9百万円、連結営業損失1百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ流動資産が13億6千4百万円減少し、固定資産が5億9千1百万円減少した結果、256億7千7百万円となりました。

この主な要因は、受取手形及び売掛金が10億8千9百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ流動負債が6億6千5百万円減少し、固定負債が5億3千4百万円減少した結果、216億2千1百万円となりました。

この主な要因は、借入金が15億8千3百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が22億円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純損失の計上などにより、前連結会計年度末に比べ7億5千5百万円減少し、40億5千5百万円となりました。この結果、自己資本比率は1.7%減少し、12.8%となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ2億3千7百万円増加し、11億2千3百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、6億8千万円となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純損失7億7千6百万円のほか、売上債権の減少額12億9千1百万円、たな卸資産の減少額5億4千5百万円、仕入債務の減少額23億9千7百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、5億3千2百万円となりました。この主な要因は、固定資産の取得による支出5億3千3百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、14億2千1百万円となりました。この主な要因は、借入による収入であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は1億4千9百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,800,000
A種優先株式	15,000,000
計	82,800,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,611,458	41,611,458	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 1
A種優先株式	15,000,000	15,000,000	—	(注) 2
計	56,611,458	56,611,458	—	—

(注) 1 普通株式は、全て議決権を有しており、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 単元株式数 1,000株

(2) A種優先配当金

(イ) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。

(ロ) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、当社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、または当社が新設分割をする場合において同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後に、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。なお、議決権に差異を設けた理由としましては、当社の資金調達手段の選択肢を広げるためであります。

(5) 転換請求権

A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、当社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する（以下「転換」という。）ものとする。

① 転換請求期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。

② 転換の条件

(ア) 当初転換価額

当初転換価額は、100円とする。

(イ) 転換価額の調整

(a) 以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式（以下、「自己株式」という。）を処分する場合（無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。）（以下、「株主割当日」という。）がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「（既発行普通株式数－自己株式数）」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「株式の分割により増加する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times (\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後転換価額}}$$

(iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式その他の証券もしくは当社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合も含む。）

調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生じる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等がされ

たものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。

- (iv) 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行（無償割当ての場合を含む。）した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (v) 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。
- (c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(a)(ii)但書の場合には当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示がある場合は気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。
- (d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- (e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記(a)(i)の転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合（普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくはは

新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。

(ii) 上記(a)(ii)の株式の分割をする場合は0円

(iii) 上記(a)(iii)の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)(iii)で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額

(iv) 上記(a)(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額

(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

③ 転換により交付すべき普通株式数

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6) 一斉転換条項

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下、「一斉転換基準日」という。)をもって、A種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に對し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	普通株式 41,611 優先株式 15,000	—	3,508	—	496

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1)「株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,540,000	41,540	—
単元未満株式	普通株式 56,458	—	—
発行済株式総数	56,611,458	—	—
総株主の議決権	—	41,540	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式349株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エルナー株式会社	横浜市港北区新横浜 三丁目8番11号	15,000	—	15,000	0.02
計	—	15,000	—	15,000	0.02

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	110	84	92
最低(円)	78	62	68

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第二部)の市場相場によるものであります

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,591	1,353
受取手形及び売掛金	4,287	5,376
商品及び製品	2,775	3,077
仕掛品	1,220	1,056
原材料及び貯蔵品	1,659	1,949
その他	387	432
貸倒引当金	△47	△8
流動資産合計	11,873	13,237
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,580	4,361
機械装置及び運搬具（純額）	4,926	5,005
土地	2,475	2,775
建設仮勘定	763	1,148
その他（純額）	570	571
有形固定資産合計	*1 13,316	*1 13,862
無形固定資産	55	98
投資その他の資産		
投資有価証券	160	164
その他	1,280	1,277
貸倒引当金	△1,009	△1,009
投資その他の資産合計	432	433
固定資産合計	13,803	14,395
資産合計	25,677	27,633

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,835	6,036
短期借入金	4,827	3,076
1年内返済予定の長期借入金	3,818	3,825
未払法人税等	27	46
賞与引当金	202	—
設備関係支払手形	113	513
その他	927	920
流動負債合計	13,752	14,418
固定負債		
長期借入金	5,382	5,542
繰延税金負債	164	444
再評価に係る繰延税金負債	259	259
退職給付引当金	1,759	1,853
その他	303	301
固定負債合計	7,868	8,402
負債合計	21,621	22,821
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,508	3,508
資本剰余金	496	1,824
利益剰余金	△356	△848
自己株式	△3	△3
株主資本合計	3,644	4,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6	△3
土地再評価差額金	389	389
為替換算調整勘定	△738	△863
評価・換算差額等合計	△355	△477
少数株主持分	767	808
純資産合計	4,055	4,811
負債純資産合計	25,677	27,633

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	5,185
売上原価	4,804
売上総利益	381
販売費及び一般管理費	※1 900
営業損失(△)	△519
営業外収益	
受取利息	6
為替差益	33
その他	34
営業外収益合計	74
営業外費用	
支払利息	92
その他	25
営業外費用合計	118
経常損失(△)	△562
特別損失	
特別退職金	122
たな卸資産評価損	90
固定資産処分損	1
特別損失合計	214
税金等調整前四半期純損失(△)	△776
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等調整額	△152
法人税等合計	△147
少数株主損失(△)	△39
四半期純損失(△)	△590

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成21年1月1日
 至平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△776
減価償却費	456
貸倒引当金の増減額(△は減少)	38
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△94
受取利息及び受取配当金	△6
支払利息	92
為替差損益(△は益)	32
固定資産除売却損益(△は益)	1
売上債権の増減額(△は増加)	1,291
たな卸資産の増減額(△は増加)	545
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,397
その他	242
小計	△575
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△84
法人税等の支払額	△28
営業活動によるキャッシュ・フロー	△680
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△1
固定資産の取得による支出	△533
固定資産の売却による収入	2
その他	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△532
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,629
長期借入れによる収入	500
長期借入金の返済による支出	△708
その他	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,421
現金及び現金同等物に係る換算差額	30
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	237
現金及び現金同等物の期首残高	885
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,123

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
1	<p>持分法適用の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、立揚電子(BVI)有限公司は、重要性が無くなったため、持分法の適用の範囲から除外しております。</p>
2	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損益及び経常損益が26百万円減少し、税金等調整前四半期純損益が117百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>この結果、期首における利益剰余金が246百万円減少しております。なお、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 一部の連結子会社における法人税等の納付額の算定については、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	有形固定資産の耐用年数の変更 当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機に、有形固定資産の耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より、主に機械装置の耐用年数を変更しております。 この結果、従来の方法によった場合と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損益、経常損益及び税金等調整前四半期純損益は、6百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)		
※1	有形固定資産減価償却累計額	20,658百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額	20,076百万円
2	受取手形割引高	458百万円	2 受取手形割引高	610百万円
			うち、期末日(銀行休業日)期日の手形で手形交換日に決済処理した受取手形割引高	135百万円
3	当社においては、資金繰りの安定化と機動的な資金調達及び長期的な資金確保を目的として、取引銀行2行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております。 当該契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高等は次のとおりであります。		3 当社においては、資金繰りの安定化と機動的な資金調達及び長期的な資金確保を目的として、取引銀行2行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております。 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。	
	シンジケートローン極度額	4,932百万円	シンジケートローン極度額	4,860百万円
	借入実行残高	4,432百万円	借入実行残高	2,760百万円
	差引額	500百万円	差引額	2,100百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
	荷造運賃発送費	69百万円
	給料諸手当	254百万円
	賞与引当金繰入額	44百万円
	貸倒引当金繰入額	38百万円
	退職給付引当金繰入額	15百万円
	減価償却費	9百万円
	研究開発費	149百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	現金及び預金	1,591百万円
	預入期間が3か月超の定期預金	△ 468百万円
	現金及び現金同等物	1,123百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	41,611,458株
A種優先株式	15,000,000株
合計	56,611,458株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	15,728株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2 会計処理基準に関する事項の変更(3)に記載のとおりであります。なお、リース取引開始日が会計基準等適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末と比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	コンデンサ (百万円)	プリント回路 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,130	4,055	5,185	—	5,185
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,130	4,055	5,185	—	5,185
営業損失(△)	△457	△61	△519	—	△519

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分に基づいております。

2 各事業の主要な製品

コンデンサ……アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ

プリント回路……ビルドアッププリント配線版、多層プリント配線板、両面プリント配線版

3 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2 会計処理基準に関する事項の変更(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損益が、「コンデンサ事業」で7百万円、「プリント回路事業」で19百万円それぞれ減少しております。

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機に、有形固定資産の耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より、主に機械装置の耐用年数を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損益が、「コンデンサ事業」で3百万円、「プリント回路事業」で3百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,839	1,114	143	87	5,185	—	5,185
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	617	582	—	2	1,202	(1,202)	—
計	4,457	1,696	143	89	6,387	(1,202)	5,185
営業利益又は営業損失(△)	△356	△209	△13	△1	△581	62	△519

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……シンガポール、マレーシア、タイ、香港、中国

(2) 北米……米国

(3) 欧州……英国

3 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2 会計処理基準に関する事項の変更(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損益が、「日本」で26百万円減少しております。

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機に、有形固定資産の耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より、主に機械装置の耐用年数を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業損益が、「日本」で6百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア	ヨーロッパ	北米他	計
I 海外売上高(百万円)	1,000	283	143	1,428
II 連結売上高(百万円)				5,185
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	19.3	5.5	2.7	27.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……シンガポール、マレーシア、タイ、香港、中国

(2) ヨーロッパ……英国、ドイツ、イタリア、スウェーデン

(3) 北米他……米国

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 44円44銭	1株当たり純資産額 61円62銭

2. 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △14円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額	4,055百万円	4,811百万円
普通株主に係る純資産額	1,848百万円	2,563百万円
差額の主な内訳		
優先的な株式の払込金額	1,440百万円	1,440百万円
少数株主持分	767百万円	808百万円
普通株式の発行株式数	41,611,458株	41,611,458株
普通株式の自己株式数	15,728株	15,349株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	41,595,730株	41,596,109株

(2) 1株当たり四半期純損失

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△590百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る四半期純損失(△)	△590百万円
普通株式の期中平均株式数	41,596,015株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5 月15日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 久 也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 岸 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。